

件名	墨田区におけるバランスのとれた受動喫煙防止対策に関する陳情			
提出者 住所氏名	墨田区文花 東京都飲食業生活衛生同業組合 向島支部長 P 外1人			
受理年月日	平成28年8月23日	受理番号	第33号	

要旨

墨田区においては、条例化による強制的な規制の検討がなされることなく、飲食施設事業者の実態に則した取組による受動喫煙防止対策にご理解、ご支援をいただき、官民一体となり、バランスのとれた受動喫煙防止対策を行ってください。

(理由)

平成26年10月から平成27年5月に行われた「東京都受動喫煙防止対策検討会」において、平成30年までに条例化について検討を行うこと、国に対しては全国統一的法律での規制を働きかけること等が、東京都への提言としてなされました。これを受けて、国においても法制化への検討がなされているものと聞き及んでいます。

受動喫煙防止対策は、飲食施設の事業者や施設管理者が店舗の実態に則した判断によりなされるべきものであり、法律や条例による強制的な規制によるべきものではありません。分煙や店頭表示等様々な取組により、たばこを吸うお客様、吸わないお客様ともに、様々な形態の店舗を選択できることこそ、日本が誇るおもてなしと考えています。

現在、東京都においては「外国人旅行者の受入れに向けた宿泊・飲食施設の分煙環境整備補助金制度」及び「飲食店等における店頭表示率の向上促進施策」が進められており、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた受動喫煙防止への取組を行っています。我々も受動喫煙を防止することに異論を唱えるものではなく、東京都の取組や趣旨に賛同し受動喫煙防止への取組を行っています。

また、これまでのオリンピック・パラリンピック開催都市をはじめ諸外国では、屋内が禁煙の場合でも屋外では自由に喫煙できる環境にあります。

日本において屋内外双方で禁煙化・分煙化が進んでいる状況の中、法律や条例による強制的な規制が導入されると、店舗の実態に則した取組ができず、お客様がニーズに応じた店舗を選択できないこととなります。

たばこを吸う方も吸わない方も我々にとって大切なお客様です。分煙を行いたくても資金的、スペース的に分煙ができない中小の狭小店舗は全席禁煙とするしかなく、たばこを吸うお客様にはお越しいただくことができず、売上げの減少により飲食施設事業者や施設管理者が混乱することは必至です。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以上